

継続

原議保存期間	10年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和8年3月31日まで）

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙総発第4号、丙企画発第15号
丙人発第45号、丙会発第28号
丙給厚発第23号、丙生企発第29号
丙刑企発第18号、丙組企発第3号
丙交企発第25号、丙備企発第36号
丙外事発第10号、丙備一発第3号
丙情企発第28号

令和3年3月24日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長
警察庁情報通信局長

訪日外国人等の急増への対応について（通達）

我が国を訪れる外国人数は、平成25年に史上初めて1,000万人台に達した後、平成27年には2,000万人に迫るなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて急速に増加を続けている。また、政府の日本再興戦略における方針等を受けて、我が国に滞在する外国人材の更なる増加が今後見込まれる。

これら訪日外国人等が「世界一安全な国、日本」を目指す我が国の良好な治安を体感できるような環境を整備すべく、今般、外国人とのコミュニケーションの円滑化、我が国警察に係る制度、手続等の分かりやすさの確保及び警察活動に係る基盤の整備に関する施策を下記のとおり取りまとめたので、実効ある対策を推進されたい。なお、各都道府県警察にあつては、本施策の推進に係る担当部署を定め、当該部署を中心に各部門間の連携を図られたい。

記

1 外国人とのコミュニケーションの円滑化

日本語を解さない外国人からの急訴、各種届出等にも対応できる体制を整

備するとともに、これら事案への迅速な対処に努める。

(1) コミュニケーション支援のための資料・資機材の活用

日本語を解さない外国人が急訴や各種届出等のため交番等を訪れた場合に、イラスト等を指差して初期的対応に必要な意思伝達を行うことができる表示板や外国語による基本的会話集等を活用するほか、外国人が来訪することの多い交番等に翻訳機能を備えた機器等を整備して活用するよう努める。

(2) 外国語対応可能職員の配置等による一括受理・相談体制の整備

ア 有名な観光地や、繁華街・歓楽街を管轄するなど外国人対応の機会が多い警察署、交番等において、外国人からの急訴、各種届出等を一括受理し、又は各種照会・相談に対応できるよう、外国語による対応が可能な職員を配置するなど体制の整備に努める。

イ アの体制を整備するに当たっては、他の警察署、交番等に外国人が来訪し、その用件に応じて適切と認められるときには、アの警察署、交番等において対応できるよう配慮するものとする。

ウ 外国人旅行者が集中する時期に、外国語による対応が可能な臨時交番を観光地周辺に設置することを検討する。

(3) 110番通報受理時における三者通話システムの活用

日本語を解さない外国人からの110番通報には、通信指令部門と通訳運用部門が連携の上、迅速かつ的確に対応できる体制を強化し、三者通話システムの一層の活用を図る。

(4) 外国語コールセンターの活用

日本語を解さない外国人からの急訴、各種届出等に対応するため、各都道府県警察における通訳体制を補完する仕組みとして、地方公共団体や民間企業が運営する外国語コールセンターの活用を検討する。

(5) 都道府県警察通訳センター等の機能及び相互連携の強化

ア 各都道府県警察本部において通訳人の運用を一元的に所掌する係（以下「通訳センター」という。）が、昼夜を問わず迅速かつ適切に通訳人の選任・手配等の運用を行うことができる体制を整備する。特に、夜間・休日等の通訳人手配に間隙が生じないように、対応可能な通訳人の明示、通訳運用担当者の当番体制の確立に努める。また、通訳センターは、事案を担当する部署と、部内通訳人が配置されている部署との連携を促進し、通訳人の運用が円滑に行われるよう努める。

イ 各都道府県警察において、管轄区域を超えた通訳人運用（電話通訳の

場合を含む。)に係る相互連携が円滑に行われるよう、通訳センター間で連絡方法等をあらかじめ取り決めておくなど、実効ある協力体制を構築する。

(6) 現場対応等に係る訓練の実施

日本語を解さない外国人に係る事案への対応力を高めるため、外国人の協力の下、コミュニケーション支援資料・資機材や電話通訳の活用等、外国人に係る現場対応を想定した訓練を実施する。

2 制度・手続等の分かりやすさの確保

遺失届・拾得物の受理等に係る外国語対応の促進、防犯・防災情報の外国語による提供に努めるとともに、日本語を解さない外国人が我が国警察に関する情報を容易に入手できる環境を整備するなど、我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保に努める。

(1) 遺失届受理等各種手続に係る外国語対応

遺失届・拾得物の受理等の各種届出関係書類への外国語併記に努めるほか、外国人対応マニュアルの整備等を図る。

(2) 運転免許学科試験に係る外国語対応等

学科試験や外国免許切替え時の知識確認の外国語による実施、更新時講習等における外国語版教本の活用等に努める。また、外国免許切替え時の確認の簡素化に関し、外国等の要望を踏まえつつ、その対応について検討する。

(3) 刑事手続等の理解に資する情報の提供

ア 外国人に対して刑事訴訟手続、公的弁護制度等に関する教示を円滑に行うため、外国語版の説明資料の整備及び活用を図る。

イ 外国人交通違反者等に対して交通反則通告制度に関する教示を円滑に行うため、外国語版の説明資料の整備及び活用を図る。

ウ 各都道府県警察がそれぞれの実情を踏まえて作成・提供している外国語版「被害者の手引」について、必要に応じて、その内容の充実・見直しを図りつつ、確実な提供に努める。

(4) 防犯・防災等に資する情報の提供

ア 防犯・防災等に資する情報の外国語による提供を推進する。また、大規模災害の発生時等においては、状況に応じて、外国語による避難広報の実施に努める。

イ 大規模雑踏警備の現場においては、状況に応じて、外国語表示可能な

電子表示板の活用、外国語による対応が可能な職員の現場配置等により、外国語による事故防止等の広報の実施に努める。

(5) 日本警察の理解に資する情報の提供

日本語を解さない外国人が、我が国の警察制度・活動を正しく理解できるように、警察庁・都道府県警察ウェブサイトへの外国語による情報掲載を推進するほか、SNS等を含む多様なメディアを通じて外国語による情報発信を行うことを検討する。

(6) 警察の施設、車両、被服等への外国語表示

ア 警察署、交番等窓口機能を有する警察施設については、日本語を解さない外国人がその存在を認知できるよう案内表示の外国語併記等に配慮する。

イ 警ら用無線自動車、交通取締用四輪車、交通事故処理車等の街頭で活動する警察車両や警察官の被服、装備等への外国語併記等に配慮する。

(7) 外国人にも分かりやすい交通安全施設の整備

道路標識に外国語を併記することを含め、外国人運転者にも分かりやすい道路標識について警察庁において検討の上、その結果を踏まえ、各都道府県警察において外国人にも配慮した交通環境の整備を推進する。

3 基盤の整備

通訳人材の確保及び能力向上のほか、関係機関・団体との連携強化等に努めること等を通じて、訪日外国人等の増加に対応するための基盤整備を継続的に図る。

(1) 通訳人材の確保及び能力向上

ア 各都道府県警察において、言語別の通訳需要を的確に把握の上、適任者を選考して国際警察センターに入所させるよう努めるほか、必要に応じて独自の部内通訳人育成プログラムの実施、部外通訳人の委嘱の拡大等による通訳人の確保に努める。また、部内通訳人として指定した職員に対しては、その計画的な育成及び功績に応じた処遇を図る。

イ 通訳人の語学能力を的確に把握した上で、各都道府県警察の実情に応じて、再研修や通訳需要の多い都道府県警察への研修目的による出向・派遣の機会付与等その能力の維持向上のための教養の充実に努める。

(2) 文化、宗教等に係る理解の促進

様々な文化圏から我が国を訪れる外国人との円滑な意思の疎通に資するため、職場教養を通じて、文化、宗教等に係る理解を促進する。

(3) 関係機関・団体や外国人コミュニティとの連携強化

ア 外国人に係る事案に関わる行政機関、団体等のほか、各地の観光案内所や通訳案内士等と相互の連絡経路を確認しておくなど、平素からの協力体制を構築することにより、外国人の要望等を的確に把握するとともに、外国人からの相談等のうち他の機関等が対応することがふさわしいものについて、当該機関等に迅速かつ正確に引き継ぐよう努める。

イ 外国人の居住が多い地域における外国人コミュニティとの連携を強化することにより、その要望等を把握し、当該コミュニティの人々が、言語や生活習慣の相違等から生ずる犯罪やトラブルに巻き込まれる事案の未然防止等に努める。

【継続措置状況】

初回発出日：平成28年1月28日

(有効期間：平成33年3月31日)

継続措置日：令和3年3月24日

(有効期間：令和8年3月31日)